論点　地域特性をふまえたサービス提供体制の維持・確保

論点

（区域外のサービス提供を評価）

■ 中山間地域等においては、サービス提供体制の維持・確保が課題となっており、利用者の居住する市町村による区域外指定を受け、複数の市町村にまたがって多様なサービスを提供している事業所もみられている。

■ こうしたことも踏まえ、中山間地域等における利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図る観点から、区域外での多様なサービス提供を行う事業所の評価の在り方についてどのように考えるか。

対応案

（区域外のサービス提供を評価）

■ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、中山間地域等の場合に、区域外指定により市町村の区域を越えて広域的に多様なサービスの展開を行うことについて、総合マネジメント体制強化加算の算定要件に加えることを検討してはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.29 より抜粋

（小規模多機能型居宅介護）市区町村外の利用者へのサービス提供理由

○小規模多機能型居宅介護の市区町村外の利用者へのサービス提供理由についてみると、「利用者の居住市区町村に同種のサービスがない・少ないため」が57.1％で最多、次いで「医療的ケアや看取り対応ができる事業所が近隣にないため」が28.6％であった。

○「利用者の居住市区町村に同種のサービスがない・少ないため」との回答については、訪問・通い・泊まりのサービス基盤が十分でない地域において、小規模多機能型居宅介護がサービスの受け皿としての役割を果たしていることを示していると考えられる。

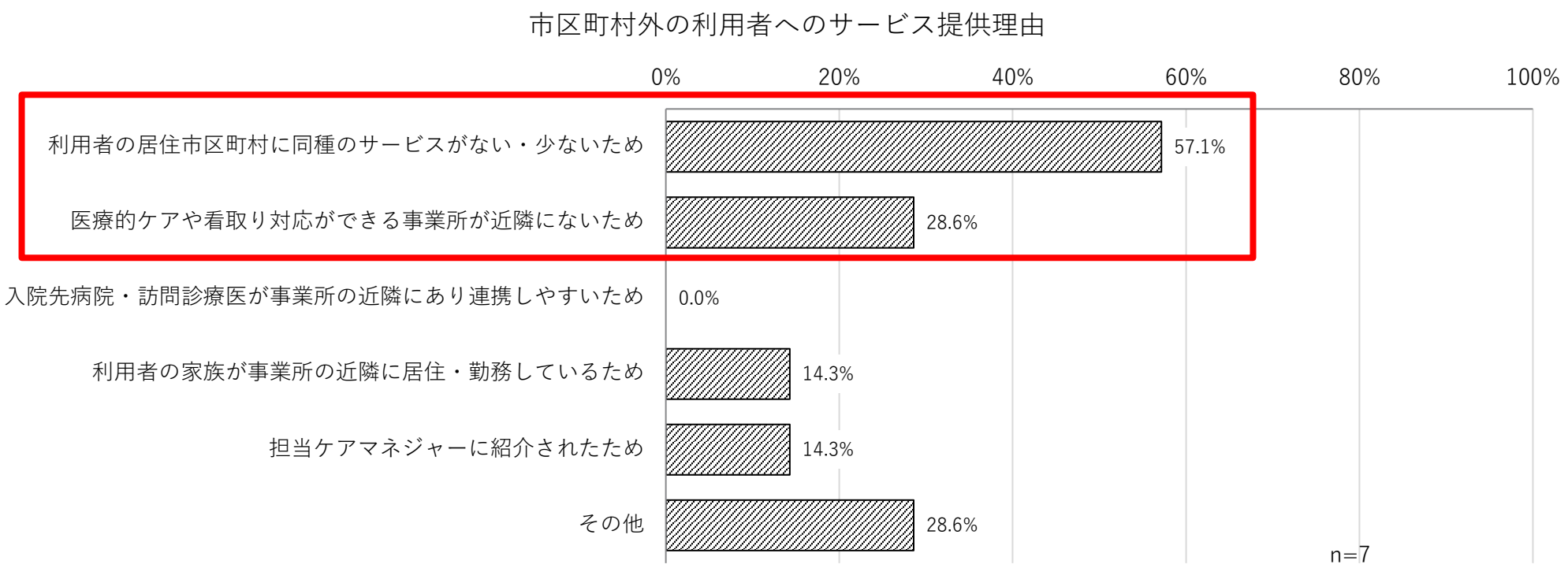

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.22 より抜粋

（小規模多機能型居宅介護）区域外へのサービス提供による利点

○小規模多機能型居宅介護の区域外へのサービス提供の利点としては、「登録者数・稼働率の維持・向上につながっている」が85.7%で最多、次いで「近隣市区町村のケアマネジャーとの連携が広がり、紹介が増えている」が42.9%、「法人・事業所の認知度が高まり、新規利用者の獲得につながっている」が28.6%であった。

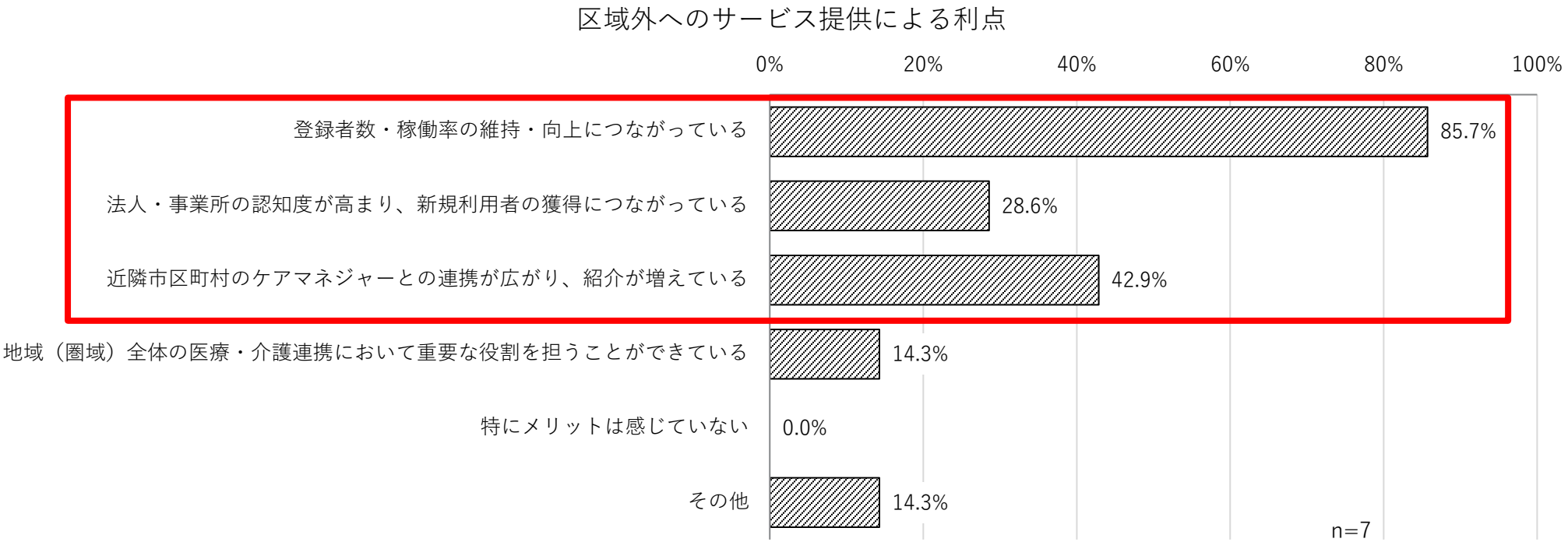

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.23 より抜粋

R６改定

1.（2）④　総合マネジメント体制強化加算の見直し②

算定要件等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

算定要件（(4)～(10)は新設）	加算（Ⅰ）：1200単位（新設）			加算（Ⅱ）：800単位（改定前の1,000単位から見直し）		
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
（1）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○
（2）利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○		○	○	
（3）地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること		○	○		○	○
（4）日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○			
（5）必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○				
（6）地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること	事業所の特性に応じて１つ以上実施	事業所の特性に応じて１つ以上実施	○			
（7）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること（※）			事業所の特性に応じて１つ以上実施			
（8）地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること						
（9）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること						
（10）地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること						

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.31 より抜粋